

五節舞姫の参入

佐藤泰弘

はじめに

平安時代の宮廷では様々な儀礼が行われた。そのなかでも十一月に行われる豊明節会で五節舞を披露する舞姫と、それをめぐる一連の行事は、貴族たちの関心の的であった。それは『紫式部日記』にきめ細やかに描かれ、『枕草子』にも逸話が残されている。また古記録や儀式書にも五節舞姫に関する記事は数多く見える。

舞姫は豊明節会の数日前に内裏に参入し、辰日の豊明節会が終わるまで、常寧殿に設けられた五節所で過ごす。宮中における舞姫関係の行事については山中裕氏が概略を説明している。^①五節舞姫は丑日に内裏に参入すると帳台試に臨み、寅日の御前試、卯日の童女御覧が行われ、辰日の豊明節会へと続く。帳台試は「天皇が常寧殿で舞姫の舞を御覧になる」儀

であり、御前試は「舞姫を清涼殿に召して舞を御覧になる」儀、童女御覧は「舞姫に介添えする童女下仕を清涼殿の御前に召して御覧になる」儀である。その説明は的確であるものの、概説であるため、儀礼の細部や歴史の変遷については省略されている。儀礼の詳細については、萩谷朴氏が『紫式部日記』に注釈を加えるなかで五節舞姫に関する諸儀礼について、儀式書・古記録を博搜して詳細に説明している。^②しかし儀礼の変遷については十分に検討していない。

服藤早苗氏は五節舞の基本的考察をもとに舞姫の政治性について検討を加え、保立道久氏も政治史の観点から舞姫献上に言及している。^③遠藤基郎氏は撰関期から院政期における朝廷儀式の運営や経費調達を明らかにするために五節舞姫を取り上げ、寺内浩氏は受領の私富の導入という点から受領による舞姫献上を考察している。^④しかしこれら諸研究において

も、儀礼の変遷は十分に論じられていない。

そこで本稿では、舞姫献上者の構成、および帳台試を取り上げ、その変遷をたどってみたい。その考察に入る前に、五節の運営に携わった行事蔵人や預蔵人について基本的な事柄を確認しておきたい。古瀬奈津子氏は蔵人方の行事について検討するなかで、五節の行事蔵人と預蔵人の関係が未詳であるとしているからである^⑤。

一 預蔵人

五節舞姫の儀礼の運営には蔵人や殿上人が深く関わっている。なかでも蔵人頭とともに、五節行事（行事蔵人）や五節預（預蔵人）が重要な役割を果たしている。『政事要略』は十月の行事を説明するなかで『清涼記』を引くが、そこには「私案」として次のような「蔵人式」が細字双行で注記されている^⑥。

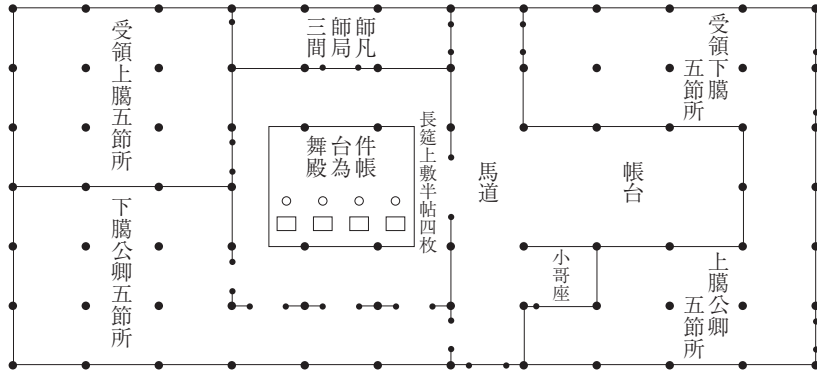
A 私案。蔵人式云。十日以前蔵人頭定^二五節行事蔵人^一、奏聞。其後、預蔵人令^三出納一人・小舎人三人、同関^二件事^一。

十月十日以前に、蔵人頭が五節の行事蔵人を定めて奏聞

し、その後、預蔵人が出納一人・小舎人三人を定めて五節のことを担当させる。この文章は行事蔵人と預蔵人が同じ職掌の異名であると読むことができる^⑦。それは以下の諸点からも確認できる。

第一に、帳台試で行事と預は同じ役割を果たしている。まず行事蔵人について、『西宮記』は「一、丑日、於常寧殿試五節事」を標目に立て、本文に説明はないものの、細字双行で次のような詳細な説明を注記している^⑧。

B 大哥候^二同殿東飯庇^一、殿上人勤^二垣下^一。大嘗会時五節一所加在^二東方^一。大哥候^二南軒廊^一。小哥候^二帳台坤角^一如例。師在^二北塗籠北戸内^一。殿四面随^レ便点^二定五節宿所^一。或主上御^二師宿所^一。行事蔵人立^二塗籠東戸前^一。禁^二女房出入^一。仰^二木工切懸^一。主殿之掃除。修理打橋^⑨。饗事。掃部・内匠寮燈台油抄事。五節参内。前例子夜、或参入。除^二大哥「垣被問舞姫次第」垣下^一外、殿上人宿衣。各着^二宿所^一之後、依^レ催入^二帳台^一。入^レ自^二東南西戸^一。行事蔵人位宿衣立^二東戸^一制^二闌入女^一。童女二人・上髪・下仕・陪従二人外、不^レ入。帳台北方立^二燈台四本^一。帳台上敷^二長筵^一。舞姫初居^二帳台南辺^一、立^二合基帳^一也。童女敷^レ茵。次舞姫出立^二次第^一不^レ依^二出所^一。大哥・



【図】常寧殿略図（『雲図抄』より抄出）

小哥登^レ音。
舞姫着^二赤色織物・唐地衣摺裳等^一。行事藏人、後朝、着^二青色・紅下襲・紫織物指貫^一。次日、着^二青色宿袍・紅出掛・青織物指貫^一。堅文。

て装束を記す。行事藏人は二箇所て説明されている。傍線部③によると行事藏人の配置と役割は塗籠の東戸の前に立ち女房の出入を禁止することである。傍線部⑤によると、舞姫が帳台に参入する時、行事藏人は東戸に立って許されていない女が入ることを制止する。つまり舞姫は閉ざされた舞殿（塗籠）で舞うのであり、行事藏人は舞殿の番人である。実例では長暦二年（一〇三八）に行事藏人の藤原章経が鎔で塗籠の戸を開閉している。

また『江家次第』は帳台試を次のように説明する。¹⁰⁾

C 五節帳台試
常寧殿西塗籠内帳台上敷^二長筵^一。其上可^レ敷^二舞姫座^一。近代以^レ中^レ為^レ上。其前各立^二白木灯台一本^一。舞殿戸下立^二床子一脚^一。東帳台坤角引^レ幔為^二小哥座^一。北廂塗籠内為^二大師宿所^一。大哥候^二同殿東仮座^一。殿上人勤^二垣下^一。殿内四角各下^二五節所^一。殿垣下四角各設^二仮切懸^一。自^二清凉殿東廂北階下^一到^二承香殿坤角^一、仮作^二長橋^一。時刻、五節舞姫、参^二入於玄輝門^一。下^レ車。公卿束帯相従。各入^二五節所^一。有^二蓮道^一。諸大夫四人、執^二几帳角^一。殿上人、付^二童女・傳等^一、如^レ例。前例、用^二半靴^一。近代不^レ見。除^二大哥垣下・行事藏人^一之外不^二束帯^一。五節皆参之後奏^二

其由^②。主上出御。御直衣・御奴袴・御香。經^③仮長橋并承

香殿南簀子・同馬道・后町廊・常寧殿馬道等^④、入^⑤御於

師壺寝^⑥。殿上侍臣、指^⑦脂燭^⑧設^⑨候。近習公卿兩三供

奉。若不^⑩出御者、執柄人并藏人頭^⑪。行事藏人、立^⑫

舞殿東戸下^⑬。開闔用^⑭二床子^⑮、舞間禁^⑯闔入^⑰。理髮・童女・除^⑱

從・下仕外^⑲不^⑳可^㉑入^㉒。頭若行事藏人之外、不^㉓能^㉔伺^㉕戸外^㉖。舞姫

等次第參入經^㉗馬道^㉘、入^㉙舞殿戸^㉚。先童女一人、持^㉛火取^㉜。

次童女一人、持^㉝茵^㉞。次舞姫下仕等取^㉟几帳^㊱三本^㊲相從^㊳。理髮相

具。次火取童、入^㊴戸即歸^㊵。次茵童、敷^㊶茵居^㊷帳台下^㊸。次

舞姫居^㊹茵上^㊺。北面西上。次几帳一本立^㊻其後^㊼。自余早婦。

次大哥移^㊽候於后町廊辺^㊾。次大哥・小哥、発^㊿声如^㊿恒。

次舞姫、舞畢。次第退出、如^㊿初。次還所。

『江家次第』は舗設と次第を『西宮記』よりも整然と説明している。常寧殿の西塗籠の帳台に舞姫の座が設けられて舞殿となり、東帳台の角に小歌の座、北廂の塗籠に大師（舞師）の宿所、東の仮廂に大歌の座が設けられる。常寧殿の四隅に五節所が設けられて舞姫の宿所となる。舞姫が参入して五節所に入ると、天皇が師局つまり大師の宿所に出御する（傍線部②）。行事藏人は舞殿の東戸を開閉し、許可のない人々が入るのを禁止する（傍線部④）。舞姫が五節所から舞殿（西塗

籠）の座に着き、大歌が后町廊に移る。舞姫は大歌・小歌に合わせ、舞を舞う。

『江家次第』も『西宮記』と同じく、行事藏人が舞殿（塗籠内の帳台）の東戸を開閉する役割を担っていると記す（傍線部④）。また行事藏人のほか藏人頭も東戸に候する場合があることを付け加えている（傍線部⑤）。なお傍線部③④の部分には句の切り方が難しい。しかし行事藏人が舞殿の東戸の下で戸を開閉することを記した傍線部④が一つの文であり、天皇の不出御の場合を定めた傍線部③の後に脱字があるのではなからうか^①。

預藏人について、『雲図抄』裏書は次のように記す^②。

D 次舞姫等参入。（中略）

預藏人、毎度、搔^③起^④。束帶。

舞姫が舞殿に参入する毎に束帯を着た預藏人が戸に匙を懸ける。嘉保元年（一〇九四）には一臈式部丞藤原定仲が五節預を勤めていたが、帳台の戸を開いて舞姫を人々に見せてしまったため、藏人頭とともに勘事に処された^⑤。保元二年（一一五七）には「預藏人左衛門尉平範保」が、「戸の南掖に立ち、床子に昇り、舞姫の昇る毎に匙を搔^⑥」^⑦けている^⑧。

このように行事藏人も預藏人も匙（鑰）を持って帳台（舞

殿)の東戸を開閉するという同じ役割を担っている。

第二に、『雲図抄』によると五節行事は一臈蔵人が勤め、支障があれば二臈・三臈の蔵人が勤める。一方、元永元年(一一一八)の五節預は一臈に障があるため二臈の藤原頼憲が勤め、元永二年には一臈が所労により不参、二臈も服喪のため、三臈源盛行が預を勤めた¹⁵⁾。行事蔵人も預蔵人もともに一臈蔵人の仕事である。

第三に、同じ人物が預とも行事とも呼ばれている。元永二年の五節で預を勤めた源盛行は「行事盛行」とも呼ばれている¹⁶⁾。また永暦元年(一一六〇)の帳台試では「預蔵人以明」が鎰を持って舞殿の戸の南に、蔵人頭二人が北に立っていた。この以明は「行事蔵人以明」とも呼ばれている¹⁷⁾。

以上から、五節行事と五節預は同じ職掌の異名であると考えることができる¹⁸⁾。史料を通覧すると行事蔵人は十一世紀の史料に多く見え、十二世紀には預蔵人が多い。それは蔵人頭が行事に関わることが次第に多くなるためではなからうか。

一般に朝廷の儀式等の担当者は「行事」を冠して呼ばれ、「預」は機関や施設の担当者・責任者であることが多い。行事蔵人が舞殿の鉤を懸けることに注目するならば、行事蔵人は舞殿さらには五節所の置かれた常寧殿を管理するため「預」

とも呼ばれたのではなからうか。出納や小舎人が選任されるのも、施設を管理する職務の故であろう。

二 五節舞姫の献上者

1 献上者の変遷

五節舞姫は通常の年が四人、大嘗会の年が五人であり、舞姫一人について一人の献上者が定められた。山中裕氏は、通常の献上者を公卿二人・国司二人もしくは公卿三人・国司一人と説明している¹⁹⁾。しかし献上者の構成には種々変化が見られる。

五節舞姫の献上者の構成を定めた、現在知られる最初のもの、宇多上皇が醍醐天皇に与えた寛平遺詔である²⁰⁾。

E 寛平御遺詔云。毎年五節、舞人進出。迫_二彼期日_一、経営

尤切。今須_二公卿之中令_一貢_二二人_一。雖_レ非_二其子_一、必令_二

求_レ貢_一。殿上一人選_レ人召_レ之。当代女御又貢_二一人_一。公

卿・女御依_レ次貢_レ之。終而復_レ始以為_二常事_一。須_下入_二十

月_一即召仰、各身在_レ前令_中用意_上。勿_二有_二故障_一。臨_レ時

取_レ替。比年朕之所_レ煩、只在_二此事_一。仍誠_二新君_一。

ここでは、公卿二人・殿上一人・女御一人という献上者の

枠を定めること、舞姫が実子でなくともよいこと、公卿・女御それぞれに輪番で舞姫を献上すること、十月に献上者を定めて準備させることが言われている。

これは舞姫が儀式の直前になって交替することへの対応である。その背景には舞姫献上を忌避する風潮があったことを、三善清行は延喜十四年（九一四）の意見封事のなかで述べている。²¹それによると、嵯峨天皇（八〇九〜八二三）や仁明天皇（八三三〜八五〇）の頃は舞姫が後宮に残されたため貴族たちが競って娘を献上していた。しかし舞姫を後宮に残さなくなるとともに貴族は舞姫を献上することに熱心ではなくなった。そして大嘗会の年は舞姫が叙爵されるため献上するものの、通常の年は叙爵されないために辞退し、神事に差し障りがでてきた。そこで「新制」が出されて公卿・女御が輪番で献上するようになったのである。

三善清行のいう「新制」については、『年中行事秘抄』と『伊呂波字類抄』の記事が参考になる。²²

F 寛平九年十一月七日。五節舞姫、公卿可_レ進之由、被_二仰下_一了。

G 五節舞師 文徳御宇、斉衡三年丙午始之。寛平御時、舞姫公卿可_レ進之由、始被_二宣下_一。

この二つの史料は公卿の舞姫献上に触れるのみである。しかしここで「仰下」「宣下」と言われているのは宇多上皇の遺詔を受けて醍醐天皇が公卿に舞姫の献上を命じたものであり、三善清行が記した「新制」に当たると考えられる。史料Fによると「仰下」は寛平九年（八九七）の「十一月七日」となっている。しかし醍醐天皇の大嘗会は十一月二十日であり、その直前に献上を命じることは不自然である。「十一月七日」という日付は「七月七日」の誤りではなからうか。²³なお史料Gに「始めて」とあるのは、公卿が輪番で舞姫を献上するようになったことを指しており、公卿に初めて舞姫献上を命じたことを意味するものではないだろう。嵯峨・仁明の時代には、公卿こそが娘を舞姫として献上し、後宮へ入れることを試みたはずである。

寛平遺詔が示した献上者の枠組は村上天皇が撰した「清涼記」に継承された。『政事要略』卷廿五は十月の行事として次のような「清涼記」を引いている。²⁴

H 清涼記。三日以前、点_二定五節舞姫_一事_レ（私案略。史料A参照）
藏人頭奉_レ仰、召_下仰可_レ献_二五節舞姫_一之公卿_上。或親王献_レ之。但后妃・女御・尚侍可_レ献之、別遣_二中使_一令_二仰示_一

矣。又殿上舞姫、召_下仰四位五位有_二女子_一之者_上。殿上舞

姫或二人、或無^レ之。

これを寛平遺誠と比較すると、十月三日以前に舞姫を点定することは、寛平遺誠に「十月に入らば即ち召仰すべし」とあることを受けている。また寛平遺誠の「女御」が「后妃・女御・尚侍」となり、「殿上」が「四位・五位の女子ある者」となっている。

ここに示された基本的な枠組みは公卿・后妃・殿上であり、寛平遺誠と同じであるように見える。しかし「但し后妃」と記されていることは、后妃等が常に献上するわけではないことを窺わせる。殿上舞姫は寛平遺誠と同じく一名が基本であるので、残る三名の舞姫は主として公卿による献上が想定されていると考えることができる。

ついで『西宮記』には次のように記されている。⁽²⁶⁾

一、被^レ定^下献^二五節舞姫^一人々^上事頭持^二硯紙等^一候^二御前^一定^之。

上御五節、被^レ仰^下受領・弁官有^二女子^一輩^上。或二人。式部

大輔在昌、献^二上御五節^一之。后宮・親王・尚侍・女御・諸卿

等献^之。大嘗会年五人、預^レ爵。諸卿・受領召^二其身^一仰。

余勅使。一定之後、各依^レ例請^二料物^一。献^二五節^一所々進^二請

奏^一。

ここでは舞姫献上者が「上御五節」と「后宮・親王・尚侍・女御・諸卿」に大きく分けられている。「上御五節」は、寛平遺誠の「殿上」や『清涼記』の「殿上舞姫」に当たり、『清涼記』の「四位・五位」が「受領・弁官」に改められている。⁽²⁶⁾ 上御五節の献上者は、天暦年間に式部大輔であった紀在昌が見えるように⁽²⁷⁾（史料Ⅰ）、本来は受領・弁官に限るものではなかった。しかし舞姫献上は負担が重いため、比較的禄の厚い弁官や富裕な地方官である受領が指名されるようになったのだろう。その人数は寛平遺誠・『清涼記』と同じく一名が想定されている。

また「后宮・親王・尚侍・女御・諸卿」は寛平遺誠・『清涼記』における公卿と后妃等を一括りにしたものである。上御五節は一名が標準と考えられるので、「后宮・親王・尚侍・女御・諸卿」で三名を負担することになる。すでに『清涼記』において后妃等は常に献上するものではなくっており、そのため『西宮記』は公卿・后妃を区別していないのであろう。一見すると『西宮記』は『清涼記』と異なっているように見えるが、実際には共通している。むしろ『清涼記』と寛平遺誠の違いの方が大きいのである。

2 献上者の実際

では実際の舞姫献上者はどうであろうか。【表】に古記録などに見える、十〜十二世紀中期の舞姫献上者を、殿上分と公卿・后妃等に分けて示した。⁽²⁹⁾史料の残り方に粗密があるものの、献上者の構成が変化していることを読み取ることができると思う。

まず后妃による献上は、中宮穩子(天慶元年)・皇太后宮遣子(永延二年)・中宮定子(正暦四年)・中宮彰子(長保二年)が見える。また親王については、天元元年に資子内親王、寛仁二年に敦康親王が見える。后妃・親王等による献上は稀であり、それも十一世紀初期までに限られている。

公卿は、承平五年(九三五)に中納言一名と参議三名が献上し「殿上五節なし」とされ、天慶二年(九三九)の献上者四名はすべて参議である。長徳元年(九九五)には右大臣・大納言・参議の公卿三名が献上し殿上分は一名である。このように十世紀の献上者は公卿が大半を占める。ところが十一世紀、後一条天皇の頃以降になると公卿の献上者は二名以内となり、一人だけの場合もある。⁽³¹⁾

殿上分は、円融天皇の時(九六九〜九八三)に右中弁が献上したことが伝えられ、天元元年(九七八)には左少弁平季

明がみえており、弁官による献上が確認できる。また永観二年(九八四)の加賀守藤原景舒ら見任の受領とともに、長徳元年(九九五)の太皇太后宮権大夫藤原理兼(前越後守)のように前司も見える。殿上分の人数は十世紀末期までは一名もしくは無しであるが、十一世紀になると二名や三名が増える。また弁官の献上は十世紀末期までであり、前司の献上は寛仁元年(一〇一七)の前美作守橘則隆が最後である。その後、殿上分は見任の受領が勤めるようになる。

十世紀の実態は『清涼記』『西宮記』に合致している。しかしその後、舞姫の献上者は殿上二名・公卿二名という構成が主となる。それは長徳四年(九九八)を初見とし、長保元年(九九九)に続く。しかし長保二年は后妃が見え、長保三年には公卿が三人である。長保五年になって殿上分が前但馬守高階道順と前甲斐守源高雅、公卿が権中納言藤原隆家・参議藤原行成となる。寛弘元年・同五年にも受領二人・公卿二人が献上している。

これについて『小記目録』第七の次の記事に注目したい。⁽³³⁾

J 同五年九月四日、可⁽³²⁾献上⁽³²⁾五節⁽³²⁾公卿・受領等員数被⁽³²⁾始⁽³²⁾定⁽³²⁾事⁽³²⁾。

長保五年(一〇〇三)に五節を献上する公卿と受領の人数

を始めて定めたたとある。この時に公卿二名・受領二名という基準が決められたのではなからうか。

この後、三条天皇の時は公卿三名の例があり、常に受領二人・公卿二人というわけではないが、この枠組みは後一条天皇の頃に定着している。

なお舞姫献上者は天皇の御前で藏人頭が定文を書いて決定した(史料Ⅰ)。長徳四年(九九八)に藏人頭藤原行成は一条天皇の定め仰せにしたがって次のような定文を書いている。³⁶⁾

K 可^レ献^二五節舞姫^一人々

殿上^三則忠朝臣^一 則忠、近江介当任
伊祐 散位駕男

内大臣

中納言平朝臣

長徳四年十月四日定文之体如^レ此

このように「殿上」として受領を記し次に公卿を書く様式は後にも用いられている。³⁶⁾ 殿上分を最初に置く書き方は『西宮記』が「上御五節」を「后宮・親王・尚侍・女御・諸卿」から区別したことに対応していると考えられる。この定文の様式は遅くとも十世紀中頃には用いられていたのではなからうか。

3 殿上舞姫と受領

『西宮記』には五節に際し、天皇が河内国の交野禁野に使者を遣わして雉を狩ることが見え、同裏書によると延長四年(九二六)、交野狩使丹波介秋成・摂津介武仲が献じた雉六翼は、天皇の命によって二つの殿上五節所に与えられている。³⁶⁾

これは供御の分与と考えられ、殿上五節と天皇との密接な関係を示している。また『西宮記』は殿上五節を「上御五節」と記す。これは「うえのおんごせち」と訓むのであろう。「上」が天皇もしくは天皇の周辺を意味することを考えるならば、「御」という敬称が付けられた「上御五節」は、天皇の五節という意味ではなからうか。

『為頼朝臣集』には「花山院の東宮におはしまし、時、殿上にて右中弁の五節たてまつりしとき」のことを回顧した詞書がみえる。殿上五節は「殿上にて」奉った舞姫であり、天皇に代わって殿上の侍臣が供出する舞姫であったと思われる。³⁷⁾

このように考えるならば殿上五節を献上した受領は殿上受領ではなからうか。【表】にみえる献上者のうち、殿上受領であることを確認できる者は必ずしも多くはない。しかし少なくとも十一世紀初期までにおける殿上分の献上者には、天皇の春宮時代の坊官や春宮昇殿であった経歴を持つ者、天皇に

藏人や殿上人として近侍した経歴を持つ者が多く、中宮等に仕える者もいる。彼らが昇殿を許されていた可能性は高い⁽³⁹⁾。天皇に身近で関係の深い受領や、受領を経た者たちが、殿上五節の献上者となったのだろう。

しかし後一条天皇の頃になると献上者は見任の受領に限られるようになる。また定文では「殿上」という呼称が用いられるが、『春記』など貴族の日記では「受領」と呼ばれるようになる⁽⁴⁰⁾。前司が見られなくなり「受領」として括られるようになることに、殿上五節の変化を認めることができないうか。

遠藤基郎氏は、寛仁三年（一〇一九）に舞姫の献上を辞退した越後守源行任が釐務を止められたこと、十二世紀の受領が「治国之身」に対する逃れ難い役として五節舞姫を認識していることを指摘している⁽⁴¹⁾。元永元年（一一一八）には、白河院が遠江守藤原為隆を五節の献上者に定めたことに対し、関白藤原忠実も遠江国が法成寺の塔の造営を担当していることを理由に献上者の変更を申し入れている。そこで院は「他の国々、かくのごとく障りの由を申す。今に於いては関白、相量りて、未役の国々を尋ね、五節を充つべきなり」と返答した⁽⁴²⁾。また『今昔物語集』には、五節の献上を命じられた尾

張守が殿上での作法を知らず、天皇に責められて献上するのだと不満を述べた話が載せられている⁽⁴³⁾。舞姫献上は殿上侍臣の奉仕という性格を失い、他の諸役と同じように受領一般に宛てられるようになっていた⁽⁴⁴⁾。

殿上侍臣が舞姫を献上するという意識が失われ、舞姫の献上は見任受領の役になっていく。寺内浩氏は舞姫献上者が受領になることを受領の富を導入することとして論じている。それは基本的に正しいのであるが、殿上受領が献上した段階と、受領一般の負担になった段階とを区別すべきであると思

う。以上、舞姫の献上者について検討した。九世紀の具体的な献上者は未詳であるが、三善清行が述懐するように、娘を後宮に納れる手段として貴族たちが競って舞姫を献上したことは事実と考えて良いだろう。その頃の舞姫が担った政治的意味は摂関期のものとは比較にならないと思われる。舞姫を後宮に残すことがなくなり、舞姫の献上が忌避されるようになったことに対し、寛平九年の「新制」は公卿を舞姫の主たる担い手としつつ、女御にも献上を求め、さらには天皇自らも殿上分によって舞姫の不足を補うことにした。しかし女御が少なくなり、公卿の負担にも限りがある。そこで十世紀末期

になると殿上分を殿上受領に負担させるようになり、十一世紀初期には公卿二名、受領二名という構成になった。さらに殿上分は近臣による奉仕という性格を失い、受領一般に課される役になったのである。

三 帳台試の成立

1 帳台試への出御

童女御覧は円融天皇の時（九六九～九八三）に初めて行われ慣例となったものであり、それは定着した後にも「至⁴⁵童御覧」者遊興也」と言われる娯楽であった。このような儀式の変化は、帳台試においても認められる。代表的な儀式書である『西宮記』と『江家次第』を比較してみよう。

『西宮記』と『江家次第』にみえる帳台試の鋪設や次第は、第一章で紹介したように基本的に同じである。しかし顕著な相違が一つだけある。『西宮記』は、舞師が北塗籠北戸内におり（史料B傍線①）、天皇が師宿所（北塗籠）に出御することもあると説明する（傍線②）。つまり帳台試は舞師が舞姫を試みる儀であり、天皇は必ずしも出御しないのである。一方、『江家次第』は、舞姫が参入して天皇が大師の宿所に出御する

とし（史料C傍線部②）、天皇の出御儀となっている。そして天皇が出御しない場合は、執柄と蔵人頭が儀を執り行う（傍線部③）。つまり帳台試が天皇の出御儀であることを本儀とするか否かにおいて、『西宮記』と『江家次第』とは顕著な相違を見せるのだ。

寛治二年（一〇八八）の帳台試は堀河天皇が幼主（十歳）のため摂政藤原師実が代って出御し、天皇は寛治四年に元服を終えて始めて帳台試に出御した。寛治五年（一〇九二）、天皇は物忌のため出御できず、師実も閑白であるため天皇に代ることができなかった。この時は蔵人頭が行事している。⁴⁷ 永長元年（一〇九六）にも堀河天皇は出御せず、両蔵人頭や預蔵人左衛門尉仲正が儀を執り行った。⁴⁸ このように天皇が幼主の時は摂政が代り、天皇が出御しない場合でも蔵人頭・行事蔵人が儀を執り行った。⁴⁹ 天皇が出御しなくとも蔵人頭が執行を命じられているのは、舞師による試を行う必要があるためと考えられる。

師局における天皇の座や、天皇が出御した時の舞師の進退について『江家次第』は触れない。天仁元年（一一〇八）、摂政藤原忠実が太師宿所に入り「主上の儀の如く、円座に居」した。⁵⁰ 建暦二年（一二二二）、前太政大臣藤原頼実・九条道

家・源通光は師局に入つて候し、天皇は屏風の中に御して⁵¹いた。師局には屏風で囲つて天皇の円座が置かれていた。文治三年（一一八七）、帳台試に出御した摂政藤原兼実は、舞姫の立舞に際して大歌が音を発しなかつたため舞師等に尋ねている。⁵²舞師は兼実の近くに候し、舞を見ていたことがわかる。これらは十二世紀末期の事例であるが、それ以前においても同じように、天皇が出御しても舞師は局の中に居て舞を試みたと考えられる。

帳台試は『西宮記』によると舞師による「試」であり、ここに天皇が出御することもあった。しかし『江家次第』は天皇の出御儀として説明する。では出御儀として定着するのはいつだろうか。

永観二年（九八四）、花山天皇は「常寧殿試」を「密々御覽」じた。物忌で諷誦を修したにもかかわらず天皇が出御したことに、藏人頭藤原実資は疑義を呈している。⁵³寛弘七年（一一〇一）、一条天皇は舞姫が参入した後に帳台に出御している。⁵⁴寛仁元年（一一〇一）、十歳の後一条天皇は東宮敦良親王とともに「舞殿の師宿所」に出御した。前摂政藤原道長と摂政頼通、左大将教通・新中納言能信らが供をし、女房が予め舞殿にいて幼主・東宮を迎えた。⁵⁵これは天皇の出御儀であ

るため幼主が出御したのではなく、出御儀として定まっていたために摂政ではなく幼主が出御したのではなからうか。長暦二年（一一〇三）、後朱雀天皇は帳台試に出御したが、翌長暦三年は物忌のため出御せず、藏人頭藤原資房に「調舞事可^レ行」と命じた。⁵⁶出御しない理由が示されていることは、天皇の出御が慣例となっていたことを窺わせる。十一世紀前期には出御儀が定着していたのではなからうか。

2 調習から帳台試へ

十一世紀における五節の行事は丑日の帳台試に始まる。しかし九世紀末期に成立した『年中行事御障子文』は五節前後の行事を次のように記している。⁵⁷

L 中子日、大原野祭事。

同日夜、五節舞姫調習事。

中丑日、園并韓神祭事。

同日、宮内省奏^二御宅田稻敷^一事。

中寅日、鎮魂祭事。

同日夜、試^二五節舞^一事。

中卯日、新嘗祭事。

中辰日、節会事。

清涼殿で行う御前試は寅日「試_二五節舞_一事」と立項されている。しかし丑日に帳台試は見えず、『西宮記』・『江家次第』には無かった子日夜に「五節舞姫調習事」が立項されている。この「調習」は、次に掲げるように、『年中行事抄』が引く『藏人式』・『清涼記』にも見える。

M 藏人式云。中子丑日、於_二舞殿_一調_二習舞姫_一。
N 清涼記云。子日入夜、舞姫於_二常寧殿_一調習。

『清涼記』は村上天皇の撰によるものであり、『藏人式』は寛平・延喜もしくは天曆のいづれかである。⁽⁵⁹⁾『藏人式』の年代が確定できないものの、十世紀中頃までは子日夜に舞姫の調習が定められていたのである。『藏人式』は調習が子・丑の両日にわたるとし、『清涼記』は子日のみを記すが、調習は二日にわたって行われたのではなからうか。

『清涼記』には調習(子日)と試(寅日)を見出すことができるが、丑日の帳台試は検出されていない。それは逸文が未発見であるのではなく、『清涼記』が『年中行事御障子文』の行事を踏襲し、帳台試を立項していないからであろう。また『政事要略』や『小野宮年中行事』も調習と御前試を立項するのみであり、『年中行事御障子文』・『清涼記』に通じる古態を示している。

舞姫の調習とは舞師のもとで舞姫が五節舞を練習することと考えられる。常寧殿には「師宿所(師局)」が設けられ、舞師は舞姫とともに内裏に滞在した。舞姫は子日に参入して五節所に入り、舞師のもとで五節舞を練習したのであろう。

また子日には大歌が召され殿上の侍臣が饗応する。『政事要略』は「舞姫調習事」について次のように記す。⁽⁶¹⁾

O 先十余日、藏人頭定_二預藏人_一奏聞。当日、下_二賜御衣預藏人_一。又奏_下下内藏寮・造酒司・穀倉院并献_二舞姫_一所門籍_上。晚景召_二大歌_一、差_二殿上侍臣_一、為_二垣下_一。入夜舞姫、於_二常寧殿_一調習。

舞姫の調習では、舞師の指導を受けながら、大歌にあわせて五節舞を練習したのではなからうか。調習とは本来、大歌・舞師・舞姫が揃ったうえで行われる稽古であったと思われる。

年中行事障子が成立した九世紀末期には、舞姫は調習と御前試を経て豊明節会に臨むことが定められていた。内裏に参入した舞姫が舞師のもとで練習し、天皇が仕上がり具合を確かめ、本番を迎える。これは節会に向けた準備としては単純で合理的である。なお調習の最後に舞師が舞姫を試みたはずであり、それが帳台試の起源ではなからうか。

3 調習の行方

調習は、『西宮記』に立項されていないことから、十世紀後期には行われていなかったと考えられる。天延二年(九七四)に行事蔵人を務めた平親信は十一月の日記に次のような記事を残している。⁽⁶²⁾

P 十四日、子、大調。

十五日、舞殿。

十六日、試。

極めて簡略であるが、十六日(寅)の「試」は御前試、十五日(丑)の「舞殿」は帳台試であろう。十四日(子)は大歌人の饗応で、調習は記していない。また『西宮記』所引の『村上天皇日記』逸文には次のような天曆七年(九五三)の記事が見える。⁽⁶³⁾

Q 天曆七年十一月十二日戊子。今夜召^レ大哥人於常寧殿南

廊^レ如^レ常。御記。

ここでは子日に大歌を召したことを記すのみであり、『親信卿記』と同じく、調習に関しては何も記さない。子日の調習は、『清涼記』に記されているものの、村上天皇の頃にはすでに行われていなかったのではなからうか。『西宮記』が「前例、子の夜、あるひは参入す」と記すのは(史料B傍線部④)、

子日に調習が行われていた時の名残と考えることができる。

では常寧殿での調習はいつ頃から行われなくなったのであろうか。調習を行うには子日に参入していなければならぬ。調習の実施を確認できる史料が少ないため、舞姫が参入した日を遡及的に検討しよう。

寛弘七年(一〇一〇)の舞姫は十一月十三日(子)に参入したが、一条天皇は彰子の曹司に渡御して参入を見た後、帳台に出御した。⁽⁶⁴⁾ 子日であるが舞姫が参入すると即座に帳台試が行われており、調習が行われたとは考えがたい。

藤原実資は長保元年(九九九)に舞姫を献上したが、十一月二十一日(子)に舞姫を参入させるように催しを受け、翌日(丑)の夜「亥始」に舞姫を参入させている。⁽⁶⁵⁾

永観二年(九八四)は十一月十八日(子)に殿上五節の藤原景舒女だけが参入し、翌十九日(丑)に残る三人が参入して常寧殿の試が行われた。⁽⁶⁶⁾

天慶八年(九四五)、関白太政大臣藤原忠平が舞姫を献上した。その時、忠平の舞姫は子日に参入し、他の舞姫を参入させなかった。⁽⁶⁷⁾ おそらく他の舞姫は翌日(丑日)に参入したのではなからうか。忠平の専横ぶりを窺うことができることも、子日の参入が厳密なものではなかったことを知ることが

できる。

天慶元年（九三八）十一月二十二日（丑）、「今夜、且は三人参入」として殿上・中宮・太政大臣家の舞姫が参入したが、中納言家の舞姫は犬死穢のため参入しなかった。⁽⁶⁸⁾

すでに十世紀前半において舞姫は必ずしも子日には参入しておらず、丑日に参入することもあった。『藏人式』は子・丑の両日を調習としているが、丑日に参入して調習することもあったのであろう。しかし子日の参入が丑日に遅れるようになり、調習も次第に行われなくなっていたのではなからうか。

調習が行われなくなり、丑日に舞姫が参入して即座に帳台試に臨むとすれば、五節舞の練習は参入する前に行われているはずである。長保元年（九九九）に藤原実資が備前守相近女と称する者を舞姫として献じた時は舞師を舞姫宅に迎え練習させており、長保五年（一〇〇三）に藤原行成が舞姫を献上した時も舞師を迎えている。藤原資平は寛仁二年（一〇〇一）十一月十七日夜から翌日にかけて舞師を迎えている。藤原実資は万寿二年（一〇二五）に二度目の舞姫を献じた時、次のように日記に記している。⁽⁷¹⁾

R 家有「旧五節」。仍日来内々令_レ習。迎_レ師之間、日只雖_二

五節舞姫の参入

昨今、所_二練習_一有_レ日而已。

実資は以前に五節を献上したことがあるので内々に習わせており、舞師を迎えるのは昨今であるが、何日も練習しているのだという。

また保元二年（一一五七）に藤原基実が舞姫を献上した時は、十一月十二日から十五日まで東三条殿に「小師」を迎えている。この小師は「大師美作前内侍」の「与奪」によって内侍所女史である太宮が勤めた。このように舞師に大師・小師が見えるのは長元五年（一〇三二）が最初である。大師は宣旨で補任されるが、一名の舞師では貴族の家での練習に対応できないため、臨時に小師を定め舞師の役割を担わせたのではなからうか。⁽⁷⁴⁾藤原宗忠は大治二年（一一二七）に舞姫を献上した時、朝に小師を迎えて夕方まで舞姫に練習させている。⁽⁷⁵⁾

舞師を家に迎えて練習したとき、舞師に禄が与えられた。

長保元年（九九九）に実資は絹三疋・米五石（三石麩料・二石従者禄料）・菓子・魚物等を送っており、長元五年には小師の例禄（絹三疋・綿三屯）に米五石を加えている。⁽⁷⁶⁾この禄のほか、長元五年の舞師は几帳帷・豊四枚・火桶等を持ち帰っており、さらに手洗椀を取らうとして実資家の出納男が取

り返している(史料S)。大治二年に宗忠は舞師が「故実と称し」て房装束を放ち取ったことについて、止めることもなく「大略近年の作法」と認めている(史料T)。保元二年には東三条殿に設けられた曹局の舗設雑具を小師がすべて運び取っている(史料U)。

S 舞姫返送。小師、給^二例禄^一、^三疋・^三屯。或記^二屯^一。返遣之。

殊給^二八木五解^一。取^二几帳帷・豊四枚・火桶等^一。今朝、欲^レ執^二手洗椽^一。而出納男乞返不^レ給。仍忿怒無^レ極。

T 今朝迎^二舞師^一。小伊与。於^二侍廊^一、令^レ習^二舞々姫^一。晚景令^レ帰之間、□例禄之外、房装束皆以放取了。称^二故実^一。又不^二制止^一也。大略近年之作法者。

U 舞姫小師、今朝退^二出東三条殿^一了。曹局舗設雑具併運取了。

このような舞師の行為は、饗宴などにおける下し物にも共通するところがあり、儀式で使用された財貨が社会に循環する様態を示唆している。

舞姫は本来、子日に参入して舞師の調習を受け、丑日には舞師による試が行われたのであろう。しかし十世紀前半には舞姫の参入が遅れるようになり、常寧殿での調習ができなくなった。そこで調習の最後に行われていた舞師の試が、各家

で練習した成果を確認する儀礼となり、十世紀後半には帳台試が成立した。十一世紀前期には天皇の出御が慣例化し、帳台試は出御儀となって肥大化していった。

四 舞姫の参入

『江家次第』によると、四人の舞姫は玄輝門外に参集し、公卿・諸大夫・殿上人らに付き添われ、順次、参入する。『紫式部日記』は寛弘五年(一〇〇八)十一月二十日(丑)の夜に業遠・仲清・右宰相中将・藤宰相の舞姫が次々と参入する様子を描写している。このように舞姫が一度に参入するのが、本来のあり方であろう。

しかし四人が揃って参入するのではなく、一人二人があらかじめ参入を終えていることもあった。例えば、長保五年(一〇〇三)十一月十五日(丑)、源高雅が献上した舞姫は他に先だって「夜初」に参入した⁽⁷⁸⁾。このような事例は十一世紀前半では例外的であるが、十一世紀後半には多く見られるようになる。

康平三年(一〇六〇)十一月十六日(丑)には、四人の舞姫のうち、近江守基貞と大和守親国の舞姫が「この暁に」参

内している⁸⁰⁾。承暦元年(一〇七七)十一月十八日(丑)には、四人の舞姫のうち、民部卿が献上した五節舞姫が「夜前」に参入している⁸¹⁾。永保元年(一〇八一)十一月十五日(丑)には、「今夕、五節参入す。右兵衛督俊美、宰相中将公美、伯耆守業房等、舞姫を献ずるところなり。能登守公俊、今暁、参入せしめ了んぬと云々」と記録に残されているように、能登守の舞姫は他の三所に先立って当日の暁に参入を終えていた。

寛治七年(一〇九三)には「宰相中将仲実朝臣・備中守政長朝臣・美濃守公俊朝臣、三个所、已に暁参せり。尾張守忠教ばかり例の儀のごとし」と記され、嘉承元年(一一〇六)には「亥剋に及び、五節舞姫参る。…今夜新大納言経実卿・右衛門守宗通卿舞姫、尋常に参入す。備前守国教・越中守宗章の舞姫、暁参すと云々」と記されているように、暁に参入することは「暁参」と呼ばれている⁸²⁾。

舞姫は帳台試が行われる直前、つまり丑日の夕方から深夜に参入することが通例になっていた。しかし舞姫が丑日の深夜を待たずに参入することも見られ、子日の夜や丑日の早朝に参入する舞姫もあった。そして十一世紀末期になると丑日の暁に参入することが「暁参」として定着する。

では暁参は、深夜に参入することと、どのような違いがあるのだろうか。永長元年(一〇九六)には、三人の舞姫が「この暁密々に」参り、一人だけ「例のごとく」参った⁸³⁾。承徳二年(一〇九八)には、近江守藤原隆宗の舞姫が「今朝、竊に参入」している⁸⁴⁾。永久二年(一一一四)には、丹波守藤原忠隆の舞姫が「如法参入」したが、権中納言藤原宗忠・権中納言藤原忠教・遠江守源基俊の舞姫は「省略を存ずるに」よって「暁参」をした⁸⁵⁾。暁参は秘かな参入であり、略儀であった。

しかし寛治七年に三人の舞姫が暁参したことについて、宗忠は「三个所の暁参、頗る奇怪の事なり」と記している⁸⁶⁾。また元永元年(一一一八)、舞姫の参入の様子を伝え聞いた宗忠は、「四个所、皆暁参す。一所も参入の儀なし。年来いまだ見ざる事なり」と驚いている⁸⁷⁾。暁参は十一世紀前半では一人か二人であったが、次第に増えていった。しかし略儀が多くなることは好ましくなかったであろう。

承徳二年(一〇九八)、藤原宗忠は亥時ころに参内し、暁参をした一所を除く三所の五節を「訪」っている⁸⁸⁾。五節舞姫の参入は多くの介助者を必要とし、また所々への屯食なども準備しなければならぬ⁸⁹⁾。舞姫の参入は、それ自身が一つの儀式であり、大掛りな準備が必要である。略儀としての暁参が

定着していくことは、舞姫の参入が「参入儀」として肥大化していくことと表裏一体であったのだろう。

『師遠年中行事』は、大外記中原師遠が天仁二年(一一〇九)から永久二年(一一一四)の頃に、年中行事御障子文をもとに作成したものである。そこでは十一月・中・五日の夜に「五節舞姫調習事」を掲出し、「参入并帳台試事」という傍注を付している⁽⁹²⁾。本来あつた調習が参入儀と帳台試へと変化していることを示している。さらに師遠の子師元が著した『師元年中行事』は、十一月中丑日に「五節舞姫参入并帳台試事」と立項し、舞姫の調習に関する項目が消えている⁽⁹³⁾。これは調習から参入儀・帳台試へと変化した結果を端的に表している。さらに『建武年中行事』では次のように記されている⁽⁹⁴⁾。

V 丑の日五節帳台試といふ。常寧殿にて、主上御覧あり。五節の舞姫まるる。四人の内、一兩人参りの儀式あり。

其外は内々まるるをば暁参といふ。みな参りと、のほりて、帳台に出御あり。

おわりに

本稿では五節舞姫について、献上者、帳台試、暁参を取り

上げて検討した。献上者については殿上分の位置付けが従来よりも明瞭になったと思う。また、十世紀から十二世紀にかけて、五節舞姫をめぐる儀礼が移り変わっていく様子的一端を示した。舞姫の参入が遅れることよって内裏での調習が行われなくなり、十世紀中頃には帳台試が成立した。その帳台試は十一世紀前期には天皇の出御儀として定着する。その一方で舞姫の参入が一つの儀として大掛かりとなり、十一世紀後半には略儀である暁参が定着した。

本稿では、帳台試における遊興、童女や傳女房、殿上垢飯や殿上淵酔、儀礼の祝祭性(出衣や過差を含んで)など、興味深い多くの問題を取り上げることができなかった。しかし五節舞姫という王権に近い儀礼の変容は、王権や貴族社会の変化を微妙に反映しているようにも思われる。

(1) 山中「新嘗祭・豊明節会・五節舞姫」(『平安朝の年中行事』、塙書房、一九七二年)二五四頁。

(2) 萩谷『紫式部日記全注釈 下巻』(角川書店、一九七三年)。

(3) 服藤「五節舞姫の成立と変容」(『歴史学研究』六六七、一九九五年)、保立「竹取物語」と王権神話」(『物語の中世』、東京大学出版会、一九九八年)。五節舞の研究史については服藤氏の研究を参照。

(4) 遠藤「十十二世紀における国家行事運営構造の一断面」

『歴史』七四、一九九〇年。寺内「受領の私富と国家財政」(『受領制の研究』、塙書房、二〇〇四年。発表は一九九四年・一九九八年)。なお佐藤泰弘「平安時代における国家・社会編成の転回」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年。発表は一九九五年)も参照。

(5) 古瀬「行事蔵人について」(『日本古代王権と儀式』、吉川弘文館、一九九八年。発表は一九八九年)。

(6) 『政事要略』卷廿五(『新訂増補国史大系』八八頁)。「新撰年中行事」は「蔵人式」の前半を用いて「十日以前定」五節行事蔵人「奏聞事」の項を立て、後半を「蔵人式云、奏聞後、預蔵人令^三出納一人・小舎人三人、同関^二件事^一」(文^二外記之覽^一、大臣付^二内侍^一也)と引用している。西本昌弘「蔵人式」と「蔵人所例」の再検討」(『史林』八一三、一九九八年)・「東山御文庫所蔵の二冊本『年中行事』について」(『史学雑誌』一〇七二一、一九九八年)。

(7) 預蔵人の指名について、『小野宮年中行事』(『群書類従』第六輯、四〇八頁)や『政事要略』卷廿六(『新訂増補国史大系』一一七頁)は舞姫調習の十日ほど前に預蔵人を定めるとしている。一方、十二世紀に編まれた『年中行事抄』・『師遠年中行事』・『師光年中行事』(『続群書類従』第十輯上、三二六頁・三二〇頁・三三六頁)は十月三日以前に五節舞姫を定める時、同時に五節預・大歌召人を差点している。なお『北山抄』は「三日以前^{十月}点五節舞姫事 近例九月定

仰)としており(『増訂故実叢書 北山抄』三〇六頁、十一世紀前半には九月の例がみえる。

(8) 『増訂故実叢書 西宮記』一一三〇頁。

(9) 『春記』長暦二年十一月二十一日条。なお女房の闖入について『枕草子』九二段(岩波文庫)には「行事蔵人」が帳台の戸を押さえていたところ、定子の女房たちが押し入った様子が描かれている。

(10) 『増訂故実叢書 江家次第』二九六頁。

(11) 『江家次第』の傍線部③④の句点を「若不出御者執柄人并蔵人頭行事。蔵人立舞殿東戸下開闔舞間禁闖入」に変えれば、脱字を想定しなくとも、不出御の場合は執柄と蔵人頭が行事する、蔵人が舞殿への闖入を禁止する、という文意になる。しかし傍線部⑤に「行事蔵人」が見えること、「西宮記」によると帳台の戸を開閉するのが行事蔵人であることから、傍線部④を一つのまとまりであると考え、傍線部③の後に行事の執行を意味する語句(例えば「行事」もしくは「執行」)が脱落していると考えるのが妥当であろう。

(12) 『雲凶抄』(『群書類従』第六輯、三二九頁)。

(13) 『中右記』嘉保元年十一月十五日・十六日条・十二月二日条。

(14) 『兵範記』保元二年十一月十五日条。

(15) 『中右記』元永元年十一月十七日条、『長秋記』元永二年十一月十一日条。

(16) 『長秋記』元永二年十一月十二日条。

(17)

『山槐記』永暦元年十一月十五日条に次のようにある。こ
こに見える出納清重は「藏人式」(史料A)で預藏人が選ぶ
「出納一人」に当るのである。

預藏人以明、持_レ鎰立_二戸南方_一。予・頭弁立_二北方_一。令_レ
閉_二戸之時_一、藏人昇_二殿床子_一可_レ鎖閉_一也。然而近代只押
立云々。……行事藏人以明、出納_二臈清重_一也。

また『兵範記』仁安三年十一月二十日条には次のように見
える。

頭中将・下官等同扈從。殿下入_二御師局_一。大中納言同_レ
前。此条非_レ例也。大臣外、納言不入也。頭中将・下官
等留、就_二帳台戸左右_一、中将北、下官南。預藏人取_レ鉤立_二
中央_一。次舞姫参上。

行事藏人(預藏人)だけでなく藏人頭が戸口に立つのは、
施錠せずに戸を押さえているだけだからではなからうか。

これが『江家次第』の注記(史料C傍線部⑤)の理由であ
らう。ただし藏人頭は立ち会うのみであり、鉤を持ち床子
に昇つて戸を開閉するのは預藏人の役割である。

(18)

帳台試において、『西宮記』は行事藏人を宿衣とし、『江家
次第』は行事藏人と大歌垣下のみが束帯、『雲図抄』裏書
(史料D)は預藏人が束帯とする。十世紀後期の『西宮記』
は宿衣であるが、十二世紀初期の『江家次第』と『雲図抄』
では束帯を着ることになっている。宿衣から束帯への変化
は、帳台試が天皇の出御儀になること(後述)に関係して
いるのではなからうか。なお『侍中群要』第五「装束」は

「五節行事」について「丑日夜、束帯位袍。雖非_二行事_一、

為_二大哥垣下_一人著_二束帯_一」「寅日、束帯青色・紅下襲」「卯
日、布袴青色・紅下襲」と定める(目崎徳衛編『侍中群要』、
吉川弘文館、一九八五年、八九頁)。丑日夜は行事藏人・大
歌垣下のみ束帯である。行事藏人は寅・卯両日に青色を着
るが、これは『侍中群要』「装束藏人事」(九五頁)が「五

節預」の装束を「趨塵」と定めることに当たる。

(19)

山中『平安朝の年中行事』前掲。山中氏が説明する国司は
受領のことである。

(20)

大曾根章介校注「寛平御遺誠」(『古代政治社会思想』、岩波
書店、一九七九年)。寛平遺誠逸文の語句は、『政事要略』
卷二十六(『新訂増補国史大系』一三〇頁)が「勿有故障」
とするが、『年中行事抄』(『続群書類従』第十輯上、三二一

頁)では「忽有故障」であり、意味が逆になる。文意とし
ては後者でもよく、しばらく検討したい。

(21)

『政事要略』卷廿六、延喜十四年四月二十八日三善清行意
見封事十二条(『新訂増補国史大系』一四二頁)。

(22)

『年中行事秘抄』(『群書類従』第六輯、五四八頁)、『伊呂葉
字類抄』(『日本古典全集』現代思潮社)。

(23)

この点については吉川真司氏のご教示を得た。

(24)

『新訂増補国史大系』、八八頁。『年中行事秘抄』が引く清涼
記の逸文は史料Fの抄出であり、同書が引く「藏人式」は

(25)

史料Fの一部と内容である。
『増訂故実叢書』西宮記一、二二五頁。

(26) 山中「新嘗祭・豊明節会・五節舞姫」(前掲、二五六頁)は

「上御」五節「被_レ仰_レ受領」、弁官有_レ「女子輩」、(注略)、后宮・親王・尚侍・女御、諸卿等献_レ之」と訓んでいるが、『清涼記』と比較すると、本文に示した読み方が妥当である。

(27) 式部大輔紀在昌は『尊卑分脈』によると従四位上式部大輔が極位極官であり、天曆三年に文章博士として史記の進講を行い(『日本紀略』天曆三年十月十六日条)、天曆四年には「式部大輔」として見える(『大日本古記録九曆』逸文天曆四年閏五月二日条)。

(28) 吉川真司「律令官人制の再編」(『律令官僚制の研究』、塙書房、一九九八年。発表は一九八九年)。

(29) 史料収集に当たっては寺内浩氏の作成した史料集成を参照させていただいた。また非参議は公卿に入れた。

(30) 三善清行が問題としたように(『政事要略』三善清行意見封事)、公卿にとつても舞姫献上は重い負担となった。とくに輪番で献上するならば、新任の公卿つまり参議が差点されるが多かったのだろう。しかし公卿の中でも禄の薄い参議には負担が重かった。安和二年、参議藤原齊敏・藤原文範の奏状を容れて、舞姫を献上した公卿に二合が認められた(『政事要略』卷廿六、安和二年二月十四日宣旨、『新訂増補国史大系』一三〇頁)。また次註参照。

(31) 『中右記』大治二年十月十六日条・二十六日条によると、公卿は中納言一名・参議三名が欠員のうえに、服喪の者が

多く辞退する者もあり、頭中将藤原忠宗が献上者の選定に

苦勞している。献上を打診された権大納言藤原宗忠は「数度、五節を献ずる貧道の人に仰せ下さるる条、誠に以て堪え難し。術計なき事か。大略辞し申す也」と日記に記している。また頭中将は宗忠に対し、献上者が受領三人になることは常事であるが受領にも辞退されたことや、「万寿三年冬十月六日、五節献すべきの人全く無き時、俄に公卿に成さるる也」という先例を述べて、献上者が決まらないことを歎いている。藏人頭忠宗が言及した万寿三年の例は権中納言源師房・参議藤原公成のことである。

(32) 『為頼朝臣集』(『大日本史料』長徳二年十一月十三日条)。

(33) 『小記目録』第七「新嘗会事付五節雜事」。なお『小記目録』は藤原資平から一、二世代降った頃と推定されている

〔解題〕「大日本古記録 小右記十一」。

(34) 『権記』長徳四年十月四日条。なお「則忠、近江介当任」伊祐、散位信乃」は定文に書かれた字句ではなく、行成が記した注記であると思われる。

(35) 『年中行事秘抄』永承元年(一〇四六)十月十三日・同三年十月二日定文(『群書類従』第六輯(五四三頁)、『兵範記』仁安二年(一一六七)十月十九日条・嘉応元年(一一六九)十月十三日条、『玉葉』文治二年(一一八六)十一月七日条など。なお「玉葉」文治三年九月十三日条によると、「未役之人」の注文を奏聞し「有_レ御点四人」という献上者決定の方法がわかる。

- (36) 『増訂故実叢書 西宮記一』、二五三頁。
- (37) 『為頼朝臣集』(『天日本史料』長徳二年十一月十三日条)。
- (38) 三善清行が意見封事において公卿・女御の負担を取り上げながらも殿上五節に言及していないのは、それが近臣が献上する天皇の舞姫であるからではなからうか。
- (39) 昇殿を聴された受領つまり殿上受領については、橋本「貴族政権の政治構造」(『平安貴族』平凡社、一九八六年。発表一九七六年)一一一頁、大津透「平安時代の地方官職」(『国文学解釈と観賞 別冊平安貴族の環境』一九九一年)一六七頁を参照。例えば、大江景理は三条天皇の即位時から近臣で、殿上の侍臣である。橋為儀は三条天皇の近臣であり、五節を献上した年の八月に昇殿を聴されている。源保任は帳台試の当日に昇殿を許されている。これら殿上受領については別稿にて論じたい。
- (40) 『春記』長暦三年十一月十四日条、『範圍記』長元九年九月二十八日条、『水左記』承暦元年十一月十八日条。十三世紀には「国」として括る場合も見られる(『民経記』安貞元年十一月十四日条裏書)。
- (41) 遠藤基郎「十〜十二世紀における国家行事運営構造の一断面」前掲。なお寛弘元年には近江守藤原知章が美福門を造営することになり舞姫献上が摂津守説孝に変更されて(『御堂関白記』寛弘元年閏九月十四日条)、負担が偏らなように配慮されている。
- (42) 『中右記』元永元年九月九日条。
- (43) 『今昔物語集』卷二八四「尾張守□□五節所語」。
- (44) 舞姫献上者に天皇に近しい者がいても、それは選定の基本ではなくなっていると思う。『山槐記』応保元年九月三十日条では、「公卿・受領・遷任国司等也。但無_レ便。人不_レ幾。仍初任人少々書之。未役人々書_一折紙_一、未刻参内奏聞_一している。「初任」ではなく旧国から「遷任」した国司が相応しいと考えられていることから、富を蓄えた見任受領を選定するという意図を窺うことができる。
- (45) 『権記』長保元年十一月二十四日条、『中右記』寛治七年十一月十八日条。寛治七年は興福寺大衆と金峯山僧徒との合戦や右大臣の病気を理由に停止されている。また承徳元年には郁芳門院の死を白河院が悲しんでいるため遊興の儀を取りやめるとし、童御覧を停止した(『中右記』承徳元年十一月十七日条)。
- (46) 『中右記』寛治二年十一月十七日条、『中右記』寛治四年十一月十七日条。その他、天永三年には、十歳の鳥羽天皇に替り、摂政藤原忠実が「幼主時撰政出帳代也」として、帳台に出ている(『殿歴』天永三年十一月十二日条)。
- (47) 『為房卿記』・『中右記』寛治五年十一月十七日条。この時は頭弁や預蔵人が行事したが、「預蔵人右衛門尉源盛雅入_二帳代之中_一執行_一した(『中右記』)。
- (48) 『中右記』永長元年十一月十五日条。承徳元年(一〇九七)にも同様に頭弁源師頼らが沙汰している(『中右記』承徳元年十一月十五日条)。

(42)

『中右記』元永元年九月九日条。

(49) 『本朝世紀』久安三年十一月十七日条によると「主上蜜々於帳台方」御覽。幼主時無「此事」とある。帳台試は成人の天皇が密々に行う儀であった。

(50) 『殿曆』天仁元年十一月十九日条。

(51) 『玉葉』建曆二年十一月十一日条。九条道家は天皇が師局に入御する際に前太政大臣藤原頼実が簾を褰げたことについて、執柄でない者が簾を褰けることはなく、「頭藏人」が候すべきではないかと疑義を呈している。なお「山槐記」永暦元年十一月十五日条によると、天皇が大師局に入御する際に関白が御簾を褰げており、関白は「直に簾中に入御」し、右大臣・内大臣は「召によりて簾中に入」っている。

(52) 『玉葉』文治三年十一月十六日条。

(53) 『小右記』永観二年十一月十九日条。

(54) 『御堂関白記』寛弘七年十一月十三日条。

(55) 『御堂関白記』左経記。寛仁元年十一月十九日条。『小右記』寛仁元年十一月二十日条によると実資は東宮の同座を批判している。

(56) 『春記』長暦二年十一月二十一日条・長暦三年十一月十四日条。

(57) 『年中行事御障子文』(『統群書類従』第十輯上、一五一頁)。年中行事御障子は仁和元年(八八五)に藤原基経が光孝天皇に献じたものであるが、現在の御障子文は十一世紀初頭に補筆されたことが指摘されている(所功『平安朝儀式書

成立史の研究』第三篇第一章、国書刊行会、一九八五年)。

(58) 『年中行事抄』(『統群書類従』第十輯上、三三二頁)。

(59) 西本「藏人式」と「藏人所例」の再検討。前掲。

(60) 両書の関係については、虎尾俊哉「政事要略について」(『古代典籍文書論考』、吉川弘文館、一九八二年。発表は一九七一年)。

(61) 『政事要略』卷廿六(『新訂増補国史大系』一一七頁)。「雲凶抄」(『群書類従』第六輯、三二三頁)によると大歌の垣下を勤める藏人が子・丑の両日にわたり指名されている。調習が行われなくとも大歌は内裏に候していた。十二世紀後半には子日が「大歌試」と言われている(『兵範記』仁安三年十一月十九日条)。

(62) 『親信卿記』天延二年十一月十四日条・十五日条・十六日条。閏十月二日、平親信は頭弁から「五節行事を奉仕すべき」ことを命じられている(『親信卿記』天延二年閏十月二日条)。

(63) 『西宮記』裏書(『故実叢書』西宮記一、二五四頁)。

(64) 『御堂関白記』寛弘七年十一月十三日条。

(65) 『小右記』長保元年十一月二十一日条・二十二日条。

(66) 『小右記』永観二年十一月十八日条・十九日条。

(67) 『貞信公記抄』天慶八年十一月十九日条。

(68) 『本朝世紀』天慶元年十一月二十二日条。

(69) 『小右記』長保元年十一月十六日条・二十二日条、「権記」長保五年十一月十一日条。

(70) 『小右記』寛仁二年十一月十七日条。

(71) 『小右記』万寿二年十一月九日条。この記事を過大に評価することはできないが、宮中に伝えられた舞が家に伝承されるという点で興味深い。

(72) 『兵範記』保元二年十一月十二日条・十五日条。

(73) 『小右記』長元五年十一月十九日条・二十日条。

(74) 長徳四年(九九八)、一条天皇は良岑氏子を「五節師」とした

(75) 「権記」長徳四年十一月四日条。長元七年(一〇三四)、舞師氏が病気のため孫娘を代官として参内させた

(76) 「左経記」長元七年十一月十六日条。この二人の氏は同一人物であり、舞師は宮中の女官が終身で担当した可能性が高い。永久元年(一一三二)には舞師が死去したが然るべき者がいないと言われている(「殿曆」永久元年十一月十日条)。なお応和四年(九六四)に舞姫であった中臣静子が舞師となっている(「神道大系西宮記」が底本にした「尊経閣善本影印集成 西宮記六 大永本」第九臨時諸宣旨には「内教坊頭預中臣静子応和四二廿九、別当奏^二補五節師^一、以^二内侍宣^一被^レ仰^二本人并内侍所^一。以^二旧舞姫^一為^レ師」とある。二九八頁)。舞師については服藤「五節舞姫の成立と変容」前掲は九世紀における五節舞師の廃止と再置について検討している。

(77) 「中右記」大治二年十一月十五日条(後掲史料T)。「舞師小伊与」とは小師の伊予ということであろうか。

(78) 『小右記』長保元年十一月十六日条、長元五年十一月十九

日条(史料S)・二十日条。『左経記』長元四年十一月十九日条は諸人・諸所への禄を記しており、「舞師、絹六疋・綿代信乃六段・前料絹十疋。小師、絹二疋・綿代信乃二段」となっている。また「類聚雑要抄」(「群書類従」第二十六輯)、「兵範記」保元二年十一月十二日条・十九日条には舞師を迎えるための鋪設、舞師や舞姫など関係者への禄が詳しく記されている。

(79) 「中右記」大治二年十一月十五日条。

(80) 「兵範記」保元二年十一月十五日条。

(81) 「権記」長保五年十一月十五日条。

(82) 「康平記(平定家記)」康平三年十一月十六日条(「群書類従」第二十五輯、二八八頁)。

(83) 「水左記」承暦元年十一月十八日条。

(84) 「為房卿記」永保元年十一月十五日条。

(85) 「中右記」寛治七年十一月十五日条。

(86) 「中右記」嘉承元年十一月十三日条。

(87) 「中右記」永長元年十一月十五日条。

(88) 「中右記」承徳二年十一月二十一日条。

(89) 「中右記」永久二年十一月十八日条。

(90) 「中右記」寛治七年十一月十五日条。

(91) 「中右記」元永元年十一月十七日条。

参入儀は『滿佐須計装束抄』(「群書類従」第八輯、三二一、三三三頁)が詳しい。

- (92) 『師遠年中行事』〔統群書類従〕第十輯上、二二二頁。
 (93) 『師元年中行事』〔統群書類従〕第十輯上、二五二頁。
 (94) 和田英松『新訂建武年中行事註解』〔講談社学術文庫、一九八九年〕。正和二年(一三二三)は十一月八日に舞姫を献ずべき人々を定め、十四日(子日)の夜、舞姫が密参した。

「子日舞姫参入有「先例」ということであり、「依_レ無_二参入之儀_一 密参也」であった。そして翌日(丑日)の明け方に

帳台試が行われ、辰剋には終了した(『花園天皇宸記』正和二年十一月八日条・十四日条・十五日条)。これは丑日夜が月蝕であったため、その前に帳台試を終えるためではな
 いかと思われる。

【表】五節舞姫の献上者

天皇	年号	殿上分	公卿・后妃等	典拠
醍醐	延喜19	〔無殿上五節〕	参議悦 左大臣忠平	貞・西
	延長2			貞
朱雀	承平5	(前美濃権守随時女)	中納言伊望・参議是茂・参議伊衡・参議師輔 中宮穩子・摂政太政大臣忠平(↑権中納言師輔) 中納言実頼 参議元方・参議高明・参議保平・参議敦忠	吏部・江
	天慶元			貞・本朝
	天慶2			貞
	天慶5			江
	天慶8			貞
村上	天徳3	(河内守忠幹女)	関白太政大臣忠平 参議元名 中納言師氏	北山抄
	応和元			西・江

寬弘6 三河守理義	前甲斐守惟憲	權中納言頼通	御堂
寬弘7 前甲斐守惟憲	大和守輔尹・撰津守為義	左大臣道長・右大臣顯光・大納言実資 参議通任	小 御堂
三條 寬弘8 長和元	備中守儀懷	右大臣顯光・權中納言教通・左大弁道方 中納言懷平・中納言頼宗・参議公信	御堂・小
長和2	備中守儀懷	中納言懷平・中納言頼宗・参議公信	小
長和3	太皇太后宮亮能通（前甲斐守）	左大臣道長（↑参議朝経）・中納言経房	小・御堂
長和4	備前守景理・備後守師長	非参議右近中将能信（↑權中納言実成）	御堂
後一條 長和5	散位（↓但馬守）則隆・美濃守泰通	權中納言俊賢・權中納言能信	御堂・小
寬仁元	備前守景齊・信濃守道成	敦康親王・参議資平	御堂・小
寬仁2	尾張守惟貞・丹波守頼任	大納言公任・權中納言経房	小・左経記
寬仁3	近江守経頼・甲斐守某	中納言行成（↑權中納言兼隆）・参議経通	小・左経記
寬仁4	備前守経相・備中守行任	權中納言兼隆・参議定頼	小・魚魯愚
治安元	信濃守惟任・讃岐守頼国	權中納言道方・参議広業	左経記
治安2	備前守経相・備中守行任	太政大臣公季（↑中納言隆家）・權中納言長家 参議兼経	小
治安3	讚岐守長経・越後守隆佐	右大臣実資・權中納言朝経	小・左経記
万寿元	三河守拳周・美作守保任	權中納言師房・参議公成	左経記
万寿2	三河守拳周・美作守保任	大納言斉信	小
万寿3	三河守拳周・美作守保任	大納言斉信	小
万寿4	三河守拳周・美作守保任	大納言斉信	小

堀河	寬治元	美作守清長・備前守季綱	右大臣顯房・權中納言伊房・參議公定	中
	寬治2	備後守家明・越前守清実	權中納言宗俊・參議匡房	中・帥記
白河	永保元	能登守公俊・伯耆守業房	參議俊実・參議公実	水左記
	承曆元	備中守実綱（↑大納言忠家） 加賀守泰仲・越後守頼仲	參議師忠・參議公房 （大納言忠家）・權大納言俊家	秘抄 水左記
後冷泉	承保2			秘抄
	康平3	尾張守時房・近江守基貞・大和守親国	内大臣師実	康平記
後朱雀	天喜5	美濃守定房・加賀守信房・撰津守師家	權中納言師実	定家記
	永承3	伯耆守兼輔・周防守隆方	内大臣頼宗・權大納言師房	秘抄
長久元	永承元	丹波守俊平・尾張守公基	參議経任・參議行経・參議資通	秘抄
	長曆3	但馬守基貞・大和守義忠	權中納言通房・參議経輔	春記
長曆2	長曆2	美作守範国	參議俊家	春記
	長曆元	美濃守橘義通・備前守兼経	權中納言信家・參議良頼	行親記
長元9	長元9	因幡守経親・伯耆守親方	參議公成・參議隆国・參議経任	範圍記
	長元5	因幡守頼成・備後守定良	權中納言経通・參議兼頼	小
長元4	長元4	讚岐守	權大納言能信・參議経頼	左経記
	長元3	伊予守章信・越後守頼祐	内大臣教通・大納言頼宗	小
長元元	美濃守広政・丹波守章任・備中守邦経	參議資平	左経記	

寛治3	播磨守定綱・若狭守正家	権大納言師忠・権中納言俊明	中
寛治4	周防守経忠・越後守国明	内大臣師通・大納言実季	師通記・中
寛治5	美作守行家・加賀守為房	参議経実・参議雅俊	為房記・中
寛治6	能登守宗基・参河守敦遠	中納言忠実・権中納言俊実	師通記・中
寛治7	備中守政長・尾張守忠教	参議仲実	中
嘉保元	美濃守公俊（↑播磨守師信↑雅実）	（権大納言雅実）	
嘉保元	安芸守有俊・但馬守隆時	参議宗通・参議季仲	中
嘉保2	因幡守長実・参河守仲実	左大臣俊房・権中納言基忠	中
永長元	土佐守有佐・丹後守実信	権中納言公実・参議能実	中
承德元	美濃守義綱・阿波守為遠・美作守基隆	権中納言通俊	中
承德2	伯耆守能仲・近江守隆宗	権大納言雅実・参議師頼	中
康和元	参河守家信・能登守俊兼	参議国信・参議基綱	本朝世紀
康和2	越中守基実・加賀守季房	参議忠教・参議宗忠	殿・中
康和3	美作守顕季（↑丹後守為家）・越前守家保	参議能俊・参議顕通	殿・中目録
康和4	土佐守盛実（↑備後守行実）・出雲守忠清	権中納言匡房	殿・中
康和5	但馬守仲章		
長治元	越前守為家・甲斐守惟信	参議顕雅・参議家政	殿・中
長治2	加賀守敦兼・周防守遠実	権中納言仲実・権中納言雅俊	中
長治2	出雲守家保・備前守国教	権大納言経実・権中納言宗通	殿・中

*節会停止

鳥羽	<p>嘉承元 越中守宗章・備前守国教</p>	<p>權大納言經実・權中納言宗通</p>	<p>中</p>
天仁元	<p>越後守顯輔・阿波守邦忠</p>	<p>參議俊忠・參議重資・參議顯実</p>	<p>殿・中</p>
天永元	<p>能登守時章・參河守隆頼</p>	<p>大納言俊明・權大納言家忠</p>	<p>殿</p>
天永3	<p>近江守朝隆・伯耆守家光</p>	<p>權中納言基綱・參議為房</p>	<p>殿・中</p>
永久元	<p>甲斐守師季</p>	<p>參議原実隆・參議原長忠</p>	<p>秘抄・殿</p>
永久2	<p>丹波守忠隆・遠江守基俊</p>	<p>權中納言宗忠(↑内大臣雅実)・權中納言忠教</p>	<p>殿・中</p>
永久3	<p>尾張守師俊・因幡守宗成</p>	<p>内大臣忠通</p>	<p>殿</p>
永久4	<p>尾張守師俊・因幡守宗成</p>	<p>中納言能実・參議実行</p>	<p>殿</p>
永久5	<p>尾張守師俊・因幡守宗成</p>	<p>右大臣雅実・參議信通</p>	<p>殿</p>
元永元	<p>越中守俊親(↑權大納言雅俊)</p>	<p>(權大納言雅俊)・權中納言重資</p>	<p>中・殿</p>
元永2	<p>能登守基頼(↑遠江守為隆)</p>	<p>權中納言実隆・參議雅定</p>	<p>中・長秋</p>
保安元	<p>尾張守師俊(↑相模守雅職↑讚岐守顯頼)</p>	<p>權中納言実隆・參議雅定</p>	<p>中</p>
崇徳	<p>近江守重仲・備中守重通</p>	<p>權大納言仲実・權中納言能俊</p>	<p>中</p>
天治元	<p>加賀守実能・讚岐守顯能</p>	<p>權中納言雅定・參議為隆</p>	<p>中記目錄</p>
天治2	<p>越前守忠盛・安芸守為忠</p>	<p>中納言顯雅・參議宗輔</p>	<p>中記目錄</p>
大治元	<p>加賀守季成・越中守顯俊</p>	<p>中納言</p>	<p>中記目錄</p>
大治2	<p>甲斐守雅職</p>	<p>權大納言宗忠・權大納言能俊</p>	<p>中</p>
大治3	<p>尾張守長親・越後守政教</p>	<p>右大臣家忠・權大納言忠教</p>	<p>中記目錄</p>
美濃守顯保・備後守時通	<p>美濃守顯保・備後守時通</p>	<p></p>	<p></p>

	近衛		
久寿元	常陸守教盛・丹波守成清	權中納言兼長・參議公通	兵
仁平3	伯耆守親範・能登守基家	右大臣雅定・參議兼長	本朝・兵
仁平2	撰津守重家・尾張守親隆 (阿波守成頼)	參議為通・參議資信	本朝・兵・山
仁平元	備前守信時・武藏守信頼	參議經宗・參議師長	本朝
久安6	近江守成雅・但馬守定隆	權中納言經定・參議雅通	本朝
久安5	讚岐守成親・周防守成頼	權中納言重通・權中納言清隆	本朝・兵
久安3	長門守師行・能登守通重	權中納言成通・權中納言公能	本朝
久安2	越前守俊盛・美作守親家	內大臣頼長・權中納言公教	本朝
康治2	土佐守盛章・上野介保説	權大納言実能・參議教長	本朝
康治元	越後守家明・甲斐守顕遠	權中納言実光・參議顯業・參議經定	本朝
保延2	和泉守宗兼・伊賀守光房	權大納言頼長・參議成通	中
長承3	能登守季行・長門守顕盛	權大納言実行・參議実衡	中
長承元	能登守季兼・加賀守顕広	權中納言顕頼・參議家保	長秋・中
大治5	土佐守家長・甲斐守範隆	參議宗能・參議実光	中
大治4	因幡守通基・丹後守資賢	權中納言長実・參議忠宗	長秋・中

註

1 献上者の変更は↑で示した。

2 寛仁元年の散位則隆は定の後に但馬守に補任された。

3

仁平二年の尾張守親隆は實際は阿波守成頼が沙汰しているとされている。

典拠欄

貞：貞信公記抄

西：西宮記

吏部：吏部王記（逸文）

江：江家次第

小：小右記

権：権記

御堂：御堂関白記

紫：紫式部日記

秘抄：年中行事秘抄

中：中右記

本朝：本朝世紀

殿：殿曆

長秋：長秋記

兵：兵範記

山：山槐記

吉：吉記